

(電子メール施行)

薬 第 7 1 7 号  
令和6年10月28日

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長 殿

宮城県保健福祉部長  
(公 印 省 略)

薬学生修学資金貸付条例の制定について (通知)

このことについて、別紙のとおり制定されましたので承知願います。  
なお、制定の要旨は、下記のとおりです。

記

1 制定要旨

(1) 目的

薬剤師が不足している地域の医療機関において将来薬剤師として業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付けることにより、県内の医療機関における薬剤師を確保し、もって医療提供体制の整備を図るもの。

(2) 概要

イ 県内の大学の薬学課程に在籍する薬学生のうち、将来薬剤師として、特定医療機関（薬剤師が不足している地域の医療機関として知事が別に定めるもの）での業務に従事しようとする者を貸付対象者とするもの。

ロ 貸付金額は、規則で定めるもの。

ハ 大学を卒業後遅滞なく指定医療機関（知事が修学資金を貸し付けた者ごとに指定する県内の医療機関）で薬剤師の業務に従事し、その業務に従事した期間が、必要従事期間（貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間）に達し、かつ、特定医療機関における業務に従事した期間が、必要従事期間の二分の一以上の期間に達したときは、修学資金及び利息の償還を免除するもの。

ニ その他、所要の事項を定めるもの。

2 施行年月日

令和7年4月1日

宮城県保健福祉部薬務課 薬事温泉班 担当：長山・田中 電 話 022-211-2652 F A X 022-211-2490 メール yakumu-y@pref.miyagi.lg.jp
---